

13 地震時等の対応

地震発生時等には、以下の各号による措置等を行うとともに、必要な対応をとること。

- (1) 地震による被害が発生し下水処理に支障を来す場合などに、適切に対応できるよう十分な体制を維持すること。特に、管内に震度5弱以上の地震が発生した場合、管理運営業務の対象施設について施設の臨時点検（マンホール周辺状況の確認・応急処置（バリケード設置等）を含む。）を実施し、様式12により点検結果を県に報告すること。
- (2) 道路陥没事故や漏水などの災害・事故等の場合には、管理運営業務の対象施設に被害が生じないように、必要な措置について甲に助言するとともに、必要な体制を整えること。

14 有資格者に関する条件

- (1) 乙は、次に掲げる者を配置しなければならない。
 - ア 下水道法第22条第2項の規定による資格を有する者
 - イ 下水道処理施設維持管理業者登録規程第3条の規定による下水道処理施設管理技士
- (2) 乙は、次に例示する資格を有する者等、施設の規模や従業員数及び施設の実態に応じて、関係法令に従って必要な資格者を選任、配置しなければならない。なお、従業員以外の者から選任が可能な資格及び業務委託契約書等により従業員の中から資格者を選任する必要のない資格については、手続き等に遺漏のないよう留意すること。
 - ア 甲種危険物取扱者又は乙種危険物取扱者（第4類）
 - イ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
 - ウ 特定化学物質等作業主任者
 - エ 第1種電気工事士
 - オ 有機溶剤作業主任者
 - カ ガス溶接技能講習修了者
 - キ 玉掛け技能講習修了者
 - ク クレーン運転業務特別教育修了者
 - ケ 小型移動式クレーン運転技能講習修了者
 - コ エネルギー管理員講習修了者
 - サ 防火・防災管理者講習修了者**
 - シ 電気主任技術者
 - ス フォークリフト運転士
 - セ 2級ボイラー技士
 - ソ その他、特に甲が必要とするもの

15 甲が実施する工事等に関する協力等

乙は、甲が施工する工事や修繕その他の管理行為及び調査、研究等が円滑に実施できるよう、施設の運転等への配慮及び必要なデータの提供、夜間を含む工事の立会い、その他必要な協力をしなければならない。

16 適正な管理運営

設備の管理運営は、標準的耐用年数を満足させるとともに、標準的耐用年数を経過しても能力を発揮できるよう保守点検等に配慮して運転管理を行うこと。